

山梨県公報

第千六百九号

平成十七年

十月六日

木曜日

目次

告示

結核予防法に基づく医療機関の指定	六八三
保安林の指定の予定(二件)	六八三
家畜伝染病の発生	六八四
腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定	六八四
都市計画事業の事業計画の変更認可	六八四
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	六八五
土地改良区役員の退任及び就任	六八五

告示

山梨県告示第五百十七号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成十七年十月六日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
ドラッグナカヤ薬局大里店	甲府市大里町千八百三十四番地

山梨県告示第五百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
 平成十七年十月六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 保安林の所在場所
 南アルプス市下市之瀬字大日向一六九四、一六九五、一七〇二、一七〇三、上市之瀬字大日向一七四一、一七四二

- 二 指定の目的
 土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 下市之瀬字大日向一七〇三・上市之瀬字大日向一七四一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
 平成十七年十月六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 保安林の所在場所
 南アルプス市大字須澤字古にだわ三三五

- 二 指定の目的
 水源のかん養

- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字古にだわ三三五(次の図に示す部分に限る。)
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百二十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成十七年十月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患者	一	井 葎崎市藤井町駒	平成十七年九月十三日

山梨県告示第五百二十一号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十七年十月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 指定区域

葎崎市藤井町（駒井、北下條、南下條及び坂井の区域に限る。）、中田町（中条の区域に限る。）、穂坂町（日之城、三之蔵（アメ田、赤岩、岩ノ下、上の平、上原、後沢、牛ヶ馬場、上平、扇平、大石、大平、柿原、かげざわ、風越、梶平、久内林、郷地、五反歩、下河原、蛇石沢、汁森、志くろう、タカノス、ダラダラ、高森、出口河原、出口、天白、トリテ、中沢、西ノ前、八丁、馬場、日影平、日影、日向畑、細久保、松ヶ久保、真藤原、宮の下、南原、向畑、猪久保、山ノ神、屋敷、屋敷日影、湯ノ木、長久保、小平下、大久保、作り道、箒久保、日向水及び小平の区域に限る。)

及び宮久保（寺平、寺平日影、権現沢、上手沢、山ノ神、小森、横道下、横道上、上ノ原、権ノ木、女夫石、下原、郷地、石原場、北原、中原、三百水及び神ノ木の区域に限る。）、の区域に限る。）、下祖母石、一ツ谷、若宮（一丁目（四番から八番までの区域に限る。）、及び三丁目の区域に限る。）、上祖母石（仏坂下の区域に限る。）、富士見ヶ丘（二丁目（一番及び七番から十三番までの区域に限る。）、の区域に限る。）、水神（二丁目（二番、三番及び八番から十一番までの区域に限る。）、の区域に限る。）、及び岩下（八重堂及び権ノ木の区域に限る。）、並びに北杜市明野町三之蔵及び小笠原（腰巻、中河原、山田、下畑、長月、小森、善正屋敷、出口、西の原、机腰、机、大まま、屋芝屋敷の内及びそりの区域に限る。）、の区域

二 指定家畜の種類
指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要
指定期間 平成十七年九月十三日から当分の間

四 その他必要な事項
指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第五百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年十月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 施行者の名称

玉穂町

二 都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画下水道事業玉穂町公共下水道

三 事業施行期間

平成元年一月十二日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十四年山梨県告示第四七四号の事業地に、玉穂町大字若宮の全部の区域を加え、大字井之口字村西、字中通及び字今川、大字下河東字上窪、大字成島字川久保

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番